早川浩士
有限会社ハヤカワプランニング代表取締役

転期に立つ経営の視座㊺

盾の両面を見よ

考え、議論する道徳

2016年12月21日、文部科学省の中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を示した。10年ごとに改訂されてきた学習指導要領だが、20年度からの全面実施を踏まえて学校教育の大改革に向けた作業が進行している。

その突破口となるのが「道徳」の教科化だ。15年3月に学校教育法施行規則の改正により、従来「道徳の時間」とされていたものが「特別の教科　道徳」として位置づけられ、学習指導要領の一部改正が公示された。これを受けて「読み物道徳」から「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換が求められ、小学校は18年度から、中学校は19年度から「特別の教科　道徳」が実施されることになった。

背景には、いじめに関する痛ましい事案を踏まえて成立した「いじめ防止対策推進法（13年6月28日公布）」がある（文部科学大臣から「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて」と題した文書が同省ホームページ上に16年11月18日付で発信された*）。

学習指導要領改訂の視点として、新しい時代に必要となる資質・能力の育成の観点から、①「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）、②「知っていること、できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」を踏まえ、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」などの見直しが加わるとともに、アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善が求められている。

アクティブ・ラーニング

14年11月に開催された文部科学省・中央教育審議会の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」のなかで、「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要がある」と記されたことから、俄然、「アクティブ・ラーニング」に基づいた「考え、議論する」という授業のあり方に注目が集まっている。これはすべての教科に問われているからだ。

失敗学で高名な畑村洋太郎の著書『考える力をつける本』には、「学習の方法には大きく分けて『アクティブ・ラーニング（能動的学習）』と『パッシブ学習（受動的学習）』の二通りの方法があります。前者は文字どおり自分自身が積極的に行動して、その中で知識を体得していく学習方法です。後者は自分自身で行動せず、よそから知識をもらってくる学習のことをいいます。」と、学習方法の二面性を解説している。

物事には表と裏があるから、一面からだけ見ては判断を誤るという意を含んだ「盾の両面を見よ」という諺がある。これまではどの一面から見ていたのか。これからはどの一面を見なければいけないのか。これまでにはなかった新たな見方が求められる時代が、教育の現場に現れることになる。

矢も盾も堪らず、「アクティブ・ラーニング」に走れと促すわけではないが、介護現場の教育にも一考する価値は大いにある。

*参照：文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/11/1379623.htm）

はやかわ・ひろし
経営コンサルタント。「継栄と人財創造塾」主宰。『介護ビジョン』編集委員。介護福祉教育エキスパート。著書に『99の言葉の杖』（日本医療企画）、『早川浩士の常在学場』（筒井書房）、『介護人財創造塾』（筒井書房）、『介護保険改正に勝つ！経営』（年友企画）、『データで徹底分析 介護事業の最新動向と経営展望』（日本医療企画）など。
HP：http://www.hayakawa-planning.com
ブログ：http://ameblo.jp/hayakawa-planning/